

令和3年度 ゼミ学生等地域貢献推進事業 募集要領

1 趣 旨

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、大学（学生を含む）と地域の交流の拡大を促進し、直接的な大学の知の地域への還元及び県内地域の振興に寄与するため、県内の地域課題について、地域と一体となって、解決方策の提言や課題解決のための実践的な研究を行う県内大学のゼミナール（以下「ゼミ」という。）及び地域活動団体に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関して定めたゼミ学生等地域貢献推進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2に規定する助成の対象研究及び助成額は、この要領の定めるところによる。併せて、この要領は、助成対象研究の募集に関し、必要な事項を定める。

なお、この要領において、「大学」とは、学校教育法に規定する大学（大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。）及び高等専門学校をいう。

2 募集する助成対象研究の内容

(1) 研究課題

ア 指定課題

令和3年度は、自治体及び準会員から提案のあった別表の課題とします。

- ・詳細は、別添個票を確認してください。
- ・自治体及び準会員により課題ごとに希望大学等の記載がある場合があります。
- ・課題内容等の不明な点は自治体及び準会員（個票の連絡先を参照）へ確認してください。

イ 自由課題

大学のゼミ及び地域活動団体が自由に発案する県内の地域課題で、指定課題以外の調査・研究テーマです。

- ・公式サイトに掲載している指定課題以外の課題は、自由課題として応募可能です。

(2) 助成対象研究

助成対象とする研究は、次の全ての条件を具備するゼミ学生及び地域活動団体主体の調査研究とする。

ア ゼミ調査研究活動費助成

- a 原則として、大学の単位付与を前提とした教育活動の一環であること。
- b 地域のニーズを踏まえ、地域課題の解決や改善に資すること。
- c ゼミの専門性を活かし、大学の知的資源を地域に還元できること。
- d 単発的、一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、継続的に取組むものであること。
- e ゼミ学生による地域との充分な意見交換や調査研究等を行うとともに、それらを通じて、地域とゼミとの交流・連携が活発に図られること。
- f 調査研究を行うために必要となる情報収集等を行う場合は、ゼミ学生のほか、指導教員の立会いのもと、地域等と協議して行うこと。
- g 当該助成により実施した取組の成果は、「地域研究成果発信事業」での発表を義務とする。

イ 地域活動団体助成

- a 地域の課題やニーズを踏まえ、地域課題の解決や改善に資すること。
- b 単発的、一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、継続的に取組むものであること。
- c 地域との充分な意見交換や調査研究等を行うとともに、それらを通じて、地域と学生との交流・連携が活発に図られること。
- d 調査研究を行うために必要となる情報収集等を行う場合は、学生のほか、指導教員の立会いのもと、地域等と協議して行うこと。
- e 当該助成により実施した取組の成果は、「地域研究成果発信事業」での発表を義務とする。

(3) 助成額

ア 助成対象経費の範囲内で、1研究当たり20万円を限度とする。

ただし、複数の大学と連携して取り組むものに対しては、1研究当たり、30万円を上限とする。

イ 助成を受けようとする事業の助成対象経費の額は、申請しようとする助成額に当該助成申請額の20分の1（円未満切上げ）に相当する額を加えた額以上であること。

（例：助成金額20万円を申請する場合、助成対象経費（総事業費）は21万円以上となるようにしてください。1万円以上を自己資金とし、学内研究費等として財源内訳に記載すること。）

(4) 助成件数

指定課題と自由課題を合わせて25件程度（予算の範囲内で助成する。）

(5) 助成対象経費

ア 助成対象経費は、消耗品費、通信費、旅費・宿泊費、謝金、会場使用料、印刷製本費、バスその他備品の借上料、文献費その他研究に要する経費とする。

イ 次の経費については、助成対象外とする。

（ア）助成申請する研究目的以外の経費（助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費を含む）

（イ）研究に直接関係ないものへの支出

（ウ）建物等の施設の整備

（エ）備品（パソコン、タブレット端末、プリンター、カメラ等）の購入

（オ）県外への旅費・宿泊費、飲食費及び賃金（ただし、打合せ等において提供する湯茶（ペットボトルの配布による飲料水、茶の提供を含む）は助成対象とする。）

（カ）採択ゼミ所属の学生への人件費

（キ）研究中に発生した事故・災害の処理

（ク）その他大学の研究費として不適当と認められる経費

3 募集締切日

令和3年6月7日（月）（午後5時必着）

4 助成対象者

助成対象者は、次の全ての条件を具備すること。

ア ゼミ調査研究活動費助成

（1）県内大学のゼミであること。

（2）研究には、県内外の大学のゼミが参画することができる。ただし、提案（研究代表）ゼミは県内の大学のゼミでなければならない。

（3）県内の大学は、コンソーシアムの会員校であること。

イ 地域活動団体助成

（1）団体は5名以上の県内大学に在籍する学生と教員により構成された団体であること。

（2）構成員のうち8割以上が県内大学に在籍する学生であること。

（3）県内の大学は、コンソーシアムの会員校であること。

5 研究期間

本助成金の対象となる研究は、令和3年5月1日以降に開始され、令和4年1月31日までに終了するものとする。

6 申請方法及び申請書類

（1）採択に当たっては、指定課題を優先する。

- (2) 助成対象となる研究を提案する研究代表ゼミ及び地域活動団体の担当教員が交付申請を行うものとし、当該申請者が所属する大学の代表者（県内に学部のみ設置されている大学の場合は学部長とする。）を経由して提出すること。
- (3) 申請については、要綱様式第1号に日本語で記入すること。なお、申請書中「1 ゼミ学生等地域貢献推進事業助成対象研究の概要」、「2 事業費・財源の内訳」については、それぞれA4判1ページで記入すること。その他に参考資料がある場合は、A4判4ページ以内で添付することができる。

7 申請書の提出先

紙での提出（郵送又は持込み）とあわせて電子ファイル（ExcelおよびWord、PDF不可）により、
13 提出先まで提出してください。

8 審査及び交付の決定

- (1) コンソーシアムは、6により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適當と認めるものについて助成金の交付を決定する。
- (2) 必要に応じ、申請者や提案者へヒアリングを行う場合がある。
- (3) 地域活性化への寄与、研究成果の地域への還元等の観点を踏まえ、地域バランスを考慮した上で決定する。
- (4) コンソーシアムは、交付を決定したときは、要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。（通知時期は令和3年7月下旬又は8月上旬を予定）

9 概算払

コンソーシアムは、助成対象事業を実施するに当たり必要があると認めるときは、概算払を承認する。概算払を申請する場合は、申請書中「3 助成金の概算払い希望」を記載すること。

10 成果の報告

要綱の定めるところにより、助成対象事業完了の日から30日を経過した日又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに日本語で記入した実績報告書（要綱様式第3号）、研究の成果報告書（A4判4枚以下）及び5枚程度の写真（広報用）をコンソーシアムに提出するものとし、紙での提出とあわせて電子ファイル（ExcelおよびWord、PDF不可）で提出することとする。研究の成果報告書の「6 地域からの評価」については、指定課題の場合は指定課題提出者からの評価を、自由課題についてはフィールドとなった地域からの評価を具体的に記載するものとする。コンソーシアムは、様式第3号及び提出された研究の成果報告書（様式第3号別紙）を原稿とし、報告書を冊子にまとめ、県内大学に配付し、公式サイトに掲載する。

11 成果の発表

- (1) 本助成金を受けたゼミは、コンソーシアムが令和4年2月頃に開催する研究成果発表会において、パワーポイントを用い研究成果をプレゼンテーションするものとし、関連するワークシップ等を開催した場合には参加するものとする。
- (2) コンソーシアムは、研究の成果報告書を原稿とし報告書を冊子にまとめ、県内大学に配付する。また、公式サイトに同内容を掲載する。
- (3) 研究の途中経過について、大学やゼミ等のウェブサイトやSNSで可能なかぎり報告するものとし、コンソーシアムにもそのことを連絡することとする。
- (4) 新聞・テレビ等のメディアの取材を受ける際は、「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムの助成を受けて実施した」旨を説明し、報道されるようにすること。

12 注意事項

- (1) 本事業に応募するに当たっては、要綱の基準を遵守すること。
- (2) 要綱に定める申請書の記載に当たっては、「事業費内訳」欄に当該研究を行うのに必要な経費全てを記入し、「財源内訳」欄には当該研究に係る全ての研究費（助成金、大学の研究費、自己資金等）を記入すること。
- (3) 交付先の銀行等の口座は、助成対象となる研究を提案した研究代表の担当教員が属する大学名義であること。
- (4) 研究の共同先のゼミ等へ助成金を配分する場合は、研究を提案した研究代表ゼミの担当教員が属する大学において行うこと。この場合にあっては、銀行等の口座への振り込みにより行い、助成金の配分額、時期、振込み口座を記録しておくこと。
- (5) 助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費については、助成対象外とする。
- (6) 経理処理は、原則として各大学のルールに従うこと。（大学として支払ったものが経費対象）

13 問い合わせ先

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局

住所：〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目6-1 もくせい会館2階

電話：054-249-1818（受付時間9:00～12:00 13:00～16:00（土曜・日曜・祝日を除く。））

E-mail：mail@fujinokuni-consortium.or.jp